

支部ニュース

2013年2月 No. 471

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

●新年をむかえて～

基地のない平和な沖縄をみざして～“オスプレイと百歳の大オジイ”……………神田 高

●自民党改憲草案の危険性を市民にアピールするために

～「明日の自由を守る若手弁護士の会」立ち上げのご報告とカンパのお願い……早田由布子

●すき家裁判と闘う弁護団の心強さ……………山田真吾

●2013年国民救援会東京都本部旗びらき挨拶（国公法二事件判決を中心に……………藤本 齊

●異議あり2020オリンピック招致集会へのご招待……………市野綾子

●若手弁護士へのメッセージ

※団員として—これまでとこれから—……………四位直毅

※橋本紀徳先生より狭山事件の教訓をうかがって……………横山 雅

●新人紹介……………津村八江

●御獄山ハイクと温泉……………小部正治

●支部総会へ多くの支部団員のご参加を！……………横山 聡

●1月幹事会報告

●日誌



新年をむかえて～ 基地のない平和な沖縄を 目指して～ “オスプレイと百歳の大オジイ”

みたか法律事務所 神田 高

今年の正月は、妻（大城美幸さん）の実家の恩納村で過ごしました。

1月4日は、オキナワの最大の焦眉の的である普天間・オスプレイ配備の実況調査へ。沖縄戦最大の激戦地、嘉数台地から見た普天間基地の手前は、アパート等の住居、保育園、学校などが密集した地域。とても人間が安心して住めない基地周辺地域のアパート屋上には、文字通り“NO FLY ZONE”のレッドカードならぬ、レッドフラッグが旗めいていました。

滑走路には、大型輸送機とみられる軍用機が、そして、住宅地域に接するところに“オスプレイ”が約6機。観察していると、米兵（海兵隊員）が何人も出てきて、米兵を乗せ、赤い印のついた指揮機を先頭にして、滑走路を移動し、やがて、2機ずつ対になって、“オスプレイ”が飛び立っていきました。



“未亡人製造機”（？）と言われるように、いかにも不安定そうな飛行が印象に残りました。基地のフェンスのすぐ外側まで入ってみると、“オスプレイ”は空中の華奢な姿態とはことなり、意外に“空中戦車”のようなどっしりとした重量感があります。わが家族以外にも、小雨の中、本土から普天間の“オスプレイ”の監視にやってきた女性たちもいました。

近くでオスプレイ駐機場あたりをみると、格納庫とおもわれる大きな施設があつて、威容を感じさせました。大型軍用機が離発着する嘉手納と比べると“小ぶり”な感じのしていた普天間基地も、そばでみると活発な軍事行動の拠点との実感がありました。

“普天間を戦争の拠点とさせてはいけない”との思いを強くしました。

普天間だけでなく、沖縄全土、さらに日本全土への戦争訓練の拡大を阻止し、基地撤廃のため、今年も大きな闘い、運動を強める必要を感じました。

沖縄でのこの間の県民大会等には概ね参加してきましたが、沖縄米軍基地（もちろん普天間だけでなく、東村高江を始めとする沖縄基地群の全体）の監視行動を強めていくことも重要だと思いました（高江では現地メンバーの方からお話を何回か伺っていますが、こうした取組も継続していくことが重要だと思いました。



さて、私事にわたりますが、今年正月5日に妻・大城美幸の祖父の信勇大オジイが100歳の誕生日を迎えました。戦争中にサイパンで鉄道づくりで、子どもたちを養い、米軍との激しい戦闘の中で、毎夜、家族、親族たちと壕を転々とし、最後は

白旗を掲げて、豪をでて一族の命を救った決断は、“命どう宝”を地でゆくものでした。

本土の政治の右傾化が強まっていますが、沖縄現地での粘り強い闘いに学び、基地撤去、アジア全体の平和の建設に向けて、大いに飛躍する年にしましょう！！

自民党改憲草案の危険性を市民にアピールするために

～「明日の自由を守る若手弁護士の会」立ち上げのご報告とカンパのお願い

自由法曹団東京支部事務局次長 早田 由布子

1 昨年12月に行われた衆議院総選挙の翌朝。私は、1本のメールで目が覚めました。ある若手法律家から届いたそのメールには、こう書かれていました。「さて、これからどうしましょうか。何かしなければ。」

安倍首相が明言するとおり、自民党の狙いは、参院選での勝利の後の改憲です。話は九条に限ったものではなく、まさに現行憲法そのものの抹殺ともいうべき恐ろしい改憲です。国民の民主党政権への失望は、このような改憲案を公表している政党に圧倒的勝利を与えたのです。

この憲法の危機に際し、私たち若手弁護士は、昨年4月に発表された自民党改憲草案に反対し、このような恐ろしい改憲を阻止するため、まさに衆議院選挙の翌朝から立ち上げ準備をはじめ、「明日の自由を守る若手弁護士の会」を結成しました。

2 自民党の改憲草案は、起草委員が「天賦人権論を採用しない」「立憲主義とは、昔からある学説なのではないか」と放言したことからも明らかなように、立憲主義及び民主主義を否定しかねない大変危険な内容です。しかし、この改憲案の内容は、国民一般に広く知られているとは到底言えない状況にあります。

そこで、私たちは、まずとにかく7月の参議院選挙までに「自民党が何を考えているのかを知ってもらおう」ことを目標に行動することにしました。そして、これまで護憲運動に携わってきた人たちはもちろんのことですが、そうでない人たちとも幅広く連携し、「この改憲案は許されない」という一点で一致団結して自民党改憲案を許さない活動を進めていかなければならないと考えています。

私たちは今、そのような幅広い仲間と共に、あらゆる世代・あらゆる地域への効果的な活動をしようと知恵を絞り合っている最中です。現時点で、弁護士登録後2～4年目の弁護士ら約20名が全国から結集し、これから活動の幅と規模を広げようとしているところです。

声明文への賛同等、ご協力いただきたい諸活動については順次発表する予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。また、いろいろな集まりにおける自民党改憲案に関する勉強会の講

師も、諸般の事情の許す限りお引き受けしていきたいと考えています。

3 さて、最後になりましたが、私たちは、パンフレット、HP、ブログ、ツイッター、学者著名人等による共同アピール等、あらゆるツールを利用して自民党改憲案の内容を広め、問題意識を高めていきたいと思っておりますが、その資金は、志ある皆様のカンパに頼らざるを得ない状況です。

大変心苦しいお願いではありますが、より大きな運動をつくり、明日の自由を守るためにカンパにご協力くださいますよう、お願いいたします。

<振込先口座> りそな銀行赤坂支店 普通 1779592

明日の自由を守る若手弁護士の会 名義

(アスノジュウヲマモルワカテベンゴシノカイ)

<連絡先>明日の自由を守る若手弁護士の会

事務局長 早田由布子 (旬報法律事務所)

tel: 03-3580-5311 fax: 03-3592-1207

カンパにつき、領収書送付先等のご要望がございましたら早田宛てにご連絡下さい。

<Facebook も稼働中!> 「いいね!」を押して広めてくださると幸いです。

<http://www.facebook.com/asunojiyuu>

すき家裁判と闘う弁護団の心強さ

首都圏青年ユニオン事務局長 山田 真吾

「一人でも誰でも、どんな働き方でも入れる若者のための労働組合」といううたい文句で活動している首都圏青年ユニオンには、現在顧問弁護士が23人います。ユニオンの顧問弁護団が結成されたのは2007年冬で、牛井すき家事件が結成のきっかけでした。

2006年夏に、すき家を経営する株式会社ゼンショーと団体交渉の末、アルバイトの解雇撤回と復職、残業代の支払いを勝ち取りました。この勝利解決を記者会見し、「全国の残業未払いのすき家アルバイトはユニオンに加入を!」と呼びかけました。このうち仙台のすき家で働く福岡さんらの残業代未払いの案件で団体交渉を申し入れたところ、これまでの態度を一変し、ゼンショーは「個人加盟労組を労組とは認めない」として団交拒否してきました。

それまでユニオンでは顧問弁護士として笹山尚人弁護士(東京法律事務所)に様々な事件の解決をお願いして来ましたが、事件の大きさからすき家弁護団を結成し、大山勇一弁護士(城北法律事務所)と佐々木亮弁護士(旬報法律事務所)に弁護団に加わって頂きました。2007年夏には東京都労働委員会へ不当労働行為救済申し立てし、2008年4月に福岡さんらの残業代未払いと求め東京地裁に提訴と同時に仙台労働基準監督署にも刑事告訴を行いました。その後、すき家は、「まかない飯を多く食べた」として福岡さんを窃盗の疑いで逆告訴してきましたが、これは弁護団の素早い対応で不起訴にしました。

「すき家事件」は解決までに3度法廷で争われました。一つは、「残業代未払い事件」。これ

は2010年8月に会社が認諾をして終了しました。2つめは、「団体交渉拒否による中労委命令取消訴訟」。前述の団体交渉拒否は東京都労働委員会・中央労働委員会ともに「ユニオンとの団交拒否は不当である」と命令が出されましたが、ゼンショーはこの命令取消を求める行政訴訟を起こしました。しかしながら東京地裁・東京高裁とゼンショーの主張は棄却され、ゼンショーは最高裁に上告をしていましたが、今回、2012年12月21日の和解に伴い上告を取り下げています。3つめが、団体交渉拒否に関してユニオンからすき家に対して起こした損害賠償請求訴訟です。すでに笹山弁護士が団通信（2013年1月1440号）に載せていますので詳しくはそちらを御覧ください。

すき家事件と言えば、「牛丼の丼をかぶって宣伝をする」スタイルが有名ですが、すき家弁護団が素晴らしいのは、この丼を宣伝などでもかぶってくれることです。弁護士と言えば非正規雇用で働く若者にとっては縁が遠いものです。ましてや労働事件となると「自分はこれからどうなるのか」と不安になりがちですが、すき家弁護団の皆さんはいつも明るく、冷たい対応の会社とは真逆です。労働事件の当事者を励まし、裁判を闘うことが出来たのは超強力な弁護団のお陰です。

2013 年国民救援会東京都本部旗びらき挨拶 (国公法二事件判決を中心に)

自由法曹団東京支部長 藤本 齊

皆さん、2013年の旗びらき、おめでとうございます。

とは言え、冒頭何とも悔やまれるのは年末の深沢さんの急逝です。彼とは丁度もうちょっと話したいこともいくつかあったので、実に残念です。心からご冥福を祈ります。

さて、去年は、都知事選・総選挙をもって終わりました。結果は残念なもので、今年からの新たなたたかひの重要性を私達に示しました。

再度「とは言え」ですが、私達はこの数年着実に新しい時代の新しいたたかひと取組み方の経験を積み重ねて来ました。9条の会がそうでした。派遣村もそうでした。原発問題等での官邸・国会前行動も、そして都知事選の取組み自体がそうでした。これらの件の経験は、よく見ると、憲法9条と25条、国民生活の真の安全保障、国政と地方自治と都政のあり方等々、私達の諸課題の最も重要な要所を刺し貫いてものでもありました。

こうして、この数年に積み上げて来た私達の力に改めて確信を持ち、こうした経験を更に色々な課題や局面で積み上げていく、そうした新年に是非したいものです。そういう関連でも、みなさん国民救援会と私たち自由法曹団の一体となった個々のたたかひがまた一層重要になって来る時節の到来だとも言えましょう。

この間、またいくつかの冤罪事件で大きな前進を勝ち取ってきたこと、誇っていいことだと思います。今日は、それらの中でも特に、最高裁判決があった国公法二事件に簡単にふれたいと思

います。堀越さん、宇治橋さん、そしてみなさん、本当にご苦労様でした。明らかに猿払判決に大風穴を開けたものでした。宇治橋さんの件についての説得力のなさもまた多くの一般報道機関もが認めるとおりです。それにしても、堀越事件での東京高裁無罪判決の「時代は変わった！」との格調高い宣言が、改めて新鮮に思い起こされます。30 数年間国公法と猿払判決は使えない力関係を築いて権力の策動を封じ込めてきたこの問題について、30 数年ぶりに権力が挑戦してきた事件でした。で、みなさん、再び、権力はこれを使えない状況に追い込んだと言えましょう。猿払判決という伝家の宝刀を自ら抜いたのはいいけど自分で真っ二つに折ってしまったようなものです。この最高裁判決の後ではどうにも一層使いようがなくなりましたね。宇治橋さんの件についての判決だって実質判断実質審査は必要だと言ってるわけで、そんなことなしに直ちに有罪だという猿払判決をこの点で覆しているものですし。そうした意味で、政治的にはほぼ完全に敵の動きを封じ込めるような大きな勝利と言っていいだろうと思います。これに抗して今度もし、権力が蛮勇を奮って挑戦して来るとしたら、それこそ、私達にとっては今回残された猿払判決の根幹となる部分をめぐっての改めての戦闘となります。敵にも覚悟が必要ですし、そんなことがあれば、私達にとっては、そのとき、猿払判決の明文でもっての全面的な転覆への最後の決戦をたかひ抜くときとなるでしょう。いずれにせよ、今回の二つの判決はあわせて今後にとっての我々の新たな力強い武器となっています。

歴史は明らかに進むのです。現にこの 30 数年以上の間も、こうして進んできたのです。高裁判決は「時代は変わった」といいました。私達は、付け加えて、「時代は私達が変わって来たのだ」「これからも変えて行くのだ」といわねばならぬと思うのです。そういう新年に、是非、みなさん、しようではありませんか。

異議あり 2020 オリンピック 招致集会へのご招待

自由法曹団東京支部事務局次長 市野 綾子

2020 オリンピック招致を目指す東京招致委員会は、本年1月8日、国際オリンピック委員会に立候補ファイル（計画書）を提出しました。本年3月4日には、IOC 評価委員会が来日し、立候補都市東京都の視察が行われます。

そこで「異議あり 2020 オリンピック東京招致」実行委員会は、3月4日に「異議あり 2020 オリンピック東京招致」集会を開催し、ここに IOC 評価委員会を招待し、東京都に 2020 オリンピックを招致することの様々な問題点を訴えたいと考えています。

この集会では、防災問題については新建築家技術者集団東京支部幹事千代崎氏、環境問題については日本野鳥の会に、経済問題については経済の専門家に、開発目的等の問題点について都議団に、オリンピック理念について新日本スポーツ連盟に、各ご発言いただき、交流を深めたいと思っています。みなさまふるってご参加ください。

日時 3月4日午後6時30分開会

場所 日本青年館501号室

若手弁護士へのメッセージ

団員として

—これまでとこれから—

西久保綜合法律事務所 四位 直毅

1 これまで

私は、1964年春弁護士登録して入団した。来年3月で50年になる。家庭生活と弁護士業務を除き、主として団の諸活動に参加してきた。

1973年から本部事務局長を2年、78年から本部幹事長を2年、97年から支部長を数年。このほか、本部事務局員、諸委員会、諸対策本部などで活動した。ほかに、弁護士会や日民協、全国革新懇にもかかわったが、主軸は終始、団であったのはなぜか。やり甲斐があり、たのしいだけでなく、居場所として居心地がいいから、とでもいえようか。団が民衆と共に歴史を歩み、いつも困難なたたかひの最先端で切り結んでいることを日々実感して、今に及んでいる。実は、私以外にも、少なからぬ団員が私と同じようにうけとめておられるのではなかろうか。

2 規約改正と八鹿高校事件

内外の激動を眼のあたりにして、先の展望を思いめぐらすにつけ、これまでの団活動で鮮明に想起されることが、二つある。

(規約改正)

69年10月に高野山で行われた団総会で、規約2条の目的条項が圧倒的多数で改正された。当時、過激派学生の暴力事件が頻発し、その弁護をめぐり「弁護拒否に見る黒い死の思想」などの中傷が団に向けられた。団と団員は反論、反撃するいっぽうで、2年ほどかけて、団として行う弁護とは何か、の討議を全国で重ねた。そのうえで、上述した規約改正に至った。

第2条は、次のとおり定めている。

自由法曹団は

「基本的人権をまもり民主主義をつよめ」

「平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」

を目的とする。そのために、

「団は、あらゆる悪法とたたかひ」

「人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず」

「ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう。」

つまり、上記改正により「平和で独立した民主日本の実現に寄与する」として、対米従属の事実を直視し、安保条約を廃棄して真の独立を回復することが平和と民主主義の実現に欠かせない、とした。そして、団の目的を実現するためにも「ひろく人民と団結して」共同を広げ、統一戦線をめざすことを、あきらかにした。

これらの諸点をふまえて、団の事業として擁護するのは人民の権利であることを明確にした。改憲にせよ、原発にせよ、TPPにせよ、オスプレイにせよ、安保条約をふまえたアメリカの圧力が人びとの眼にあきらかになりはじめている。そしてこれらの動きに抗する国民の共同がかつてなく新たに広がりつつある。

この国のあり方が根底から問われようとしている今、規約2条の実現に全力をあげるとき、ではないか。

(八鹿高校事件)

74年11月22日、部落解放同盟(「解同」)を名乗る者たちは、兵庫県養父郡の八鹿(ようか)町商店街路上で、折から危険を感じて集団下校中の県立八鹿高校教職員60余名を白昼襲撃し、現場にいた八鹿警察署長以下警察官らの眼前で、殴るけるの暴力をふるい、さらにうち52名を校内に連れ戻してメリケンサック、鉄のバール、鋏を打ち込んだ特製半長靴、棒切れ、タバコの火、バケツと冷水などで残虐なリンチを加えるなど、13時間にわたり暴虐の限りをつくし、女性7名をふくむ58名が重軽傷、うち29名が入院、数名が危篤状態におちいるという、この国の教育史上未曾有の大惨事が発生した。警察は県や町の当局、教委などの意向を汲み、教職員らの救出を放棄し、現場に到着した県警機動隊は暴力がほしいままに行われている学校を包囲するのみであった。このとき、暴力集団と正面から対峙して「暴力反対!先生をかえせ!」と叫び、一步も譲らず、ついに暴力集団のリーダー(丸尾)に暴力を認めさせたのは、八木川の川原に集まった八鹿高校男女生徒約1000名であった。

12月1日、同じ川原に、北海道から沖縄まで17500余人がつどい、但馬の冬空をゆるがせた。マスメディアは後難をおそれてか、この事件を(少なくともすぐには)報道せず、このような事態を断じて許しがたい、といち早くたちあがったのは共産党と団であった。団は、翌75年1月11日、城崎でこの件についての全国幹事会(1都2府21県103名)を開催し、翌日、雪の中を八鹿町でデモ行進し、町民を激励した。長期間にわたり、全国各地の団員が次々に八鹿へと支援に出向いた。

上田誠吉さんは、この件の中央連絡会議結成総会で、次のとおり指摘した。

「私たちは、『解同朝田派』の暴力支配の中に、あたらしい下からのファシズムの動きを認めます。(中略)」

「自分の意見に同調しないものに集団的リンチを加え、新しいタブーをつくりだして言論の自由をおさえ、自治体と警察と結んで地域的な暴力支配をうちたてるこのやり方をみすごすならば、私たちの日本の将来、二〇年三〇年の将来の動きを決するほどの大事に至るでありましょう。」(自由法曹団物語一世紀をこえて①151頁。八鹿高校事件について)

ては同書145頁以下にくわしい。)

以上の指摘は、集団的リンチや暴力支配などの点を除くと、日本維新の会と大阪橋下市長や名古屋河村市長らの動きにも、通じるものである。しかも、維新の会と橋下市長らは大阪からさらに全国へ、と広げる動きをひき続きつよめている。八鹿高校事件で問われた課題は、まさにこんにちの課題につながるものである。

3 これから

この国も世界も今、歴史の大きなかわりめのときにさしかかりつつある。問われていることは2つ。1つは、新自由主義（格差・貧困の拡大と民意を無視し国民を抑圧する強権政治をめざすもの）とその先鋒隊などにどう立ち向かい、1日も早く終止符を打たせるか。もう1つは、この国の主権者である国民本位の国づくりとそのための政治改革をどう進めるか。この2点に帰着する。とりわけこの国では、明文・立法・解釈改憲の企てをはじめ、原発、消費税、TPP、オスプレイなどをめぐる双方のせめぎあいがありひろげられている今、この対決に勝ちぬくための国民の側の力は、広く深い共同と、その力で選挙と世論と諸活動による政治選択のとりくみをつよめることであろう。紆余曲折はあろうとも、この力が、結局は新たな展望と進路を切り拓く原動力であることは、世界の歴史と現実が証明している。歴史のこのような局面にさしかかりつつある今このとき、悔いなく規約2条の実現に全力をあげようではないか。若手団員は今、原発、非正規、日航、横田などなど多様な分野と問題で活動している。各地でも若手の会その他による支部と地域の活性化が進みつつある。若手団員らのこれらのとりくみは、団とこの国の未来へとつながるだろう。

私も、これまでもまして、支部と若手の皆さんと共に、国民本位の国づくりに励み、新たな夜あけを迎える喜びを共にしたい、と思う。

橋本紀徳先生より 狭山事件の教訓をうかがって

東京合同法律事務所 横山 雅

橋本紀徳先生ご執筆の「若手弁護士へのメッセージ～狭山事件、一つの教訓」を読ませていただきました。

偶然にも、当事務所では、昨年末、橋本先生を講師として狭山事件についてお話しを伺う機会に恵まれましたので、その感想とともに、学ばせて頂いた事を、同じ事務所の若手として述べさせていただきます。

言うまでもなく「狭山事件」は、日本の重大冤罪事件の一つです。石川さんご本人と弁護団は現在も自身の冤罪を晴らすことに尽力しています。

事件発生当時、弁護士1年目であった橋本先生は、狭山事件の弁護人を務めることになりました

た。その当時の東京合同の先輩方は、重大冤罪事件の弁護活動に精力的に取り組んでおられましたが、橋本先生も同じようにその大きな渦の中に飛び込むことになったのだと思います。

冤罪を晴らすことの難しさは、弁護士であれば理解は容易だと思いますが、「極刑」が背後にちらつく冤罪事件の難しさは、それを担当したことのない弁護士には想像を絶するものがあります。

そのような事件を「1年目」からご担当することになった際に橋本先生へかかった重圧は強大なものであったことは想像に難くありません。

ですが、この難事件を冷静に振り返り、淡々とお話しされている橋本先生のお姿は、私にはとても印象的でした。

狭山事件は、第一審において、石川さんが自白している状況にありながら、弁護団は、自白と客観証拠の重大な食い違い等を理由に犯人性に疑問を持っていたため、罪状認否の段階で、被告人は犯人であることを認めているにも関わらず、弁護人は被告人の犯人性を争うという難局にさらされました。

被告人質問において、弁護人は、その無実を証明するための質問をしているにもかかわらず、被告人は事実と異なる自白をしてしまうという状況は、想像するだけでも冷や汗をかいてしまうほど恐ろしい状況です。

しかも、この事件は、弁護人はその無実を信じながらも極刑を科されてしまうおそれがあったわけですから、若かりし頃の橋本先生の苦悩は、一体どれほどのものだったのだろうかと考えてしまいます。

ですが、現在の橋本先生の飄飄としたお姿を拝見する度に、橋本先生はそのような苦悩もご自身の中で消化することができているのだろうと思っておりました。

江戸時代のとある剣豪は、真の強者は大木のような者ではなく柳のような者をいうと言ったそうですが、橋本先生はそのような「飄飄」とした「柳」のような強さを持った弁護士であるようにお見受けしておりました。

橋本先生が仰ったこの事件の教訓である被告人と弁護人の信頼関係を築くことこそが事件を勝つ上での必要な条件であるという命題は、刑事事件に限らず、私達若手弁護士が、全ての事件に取り組むに当たって常に心に刻みこんでおかなければならないものだと思いますので、私自身もこの命題を忘れずに弁護士業務に励んで行かなければならないと思っております。

最後に、橋本先生が私の入所直後に任せてくださった交通事故事件は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）についても、保険会社との度重なる攻防を経て後遺症認定を勝ち取ることに成功し、そろそろ和解に至りそうである事をこの場をお借りして橋本先生にお伝えさせていただきませぬ（事務所で伝えしても柳のように流されてしまいますので）。

橋本先生、大事な教訓を教えて下さりありがとうございました。近いうちに交通事故の報酬をお持ちいたしますので待っていて下さい。

新人紹介

お茶の水合同法律事務所 津村 八江

はじめまして。新 65 期の津村八江と申します。本年度の 1 月 1 日（元旦！）に弁護士登録され、お茶の水合同法律事務所に入所致しました。

私は大学で人間工学を専攻した後、不動産会社に入社し 10 年ほど勤務しておりました。私が弁護士を志したのは、おおよそ 4, 5 年ほど前、漠然とロースクールができたらしいという話を耳にした時です。

私の勤めていた不動産会社はいわゆる地域密着型中小不動産で、売買仲介なんでもあり、時には不動産と関係ない事も色々行う雑多な業者でした。しかも「何でもやってみよう」という Motto 一なためか、他の不動産業者からも複雑な事件が舞い込んできたりもします。例えば、借主が逮捕されて強制送還されたり(部屋はそのまま)、敷地に堅気でないような廃車が放置されたり、30 年くらい前に借りていた方が土壤汚染したかも？とか、その他土地関係でも権利関係がわけがわからない事案も盛りだくさんです。色々な方に「これどうしたらいいかなあ。」と相談されますと、社長ともども色々調べたりします。最終的には弁護士さんに依頼することもあります。折角お客様に信用して頂いたのですから最後まで自分で解決したい、と考えたのが弁護士を志した理由です。7 割合格するらしい、という甘言に乗ってしまった感は否めませんが（思い立ったが吉日とはいいい言葉ですね）。

このような経緯から、住宅や環境問題、町並み保存等の分野に取り組みたいと考えています。また、現在「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団に加わらせて頂きました。不動産業に従事していたからこそ、住み慣れた土地にどんなに愛着を持つか、新しく住む家にどんなに期待を持っているか、よくわかります。先祖代々住んでいた土地や、商売をやっていた土地、同じような土地があったとしても地縁が失われてしまえば意味がないのです。原発事故によって、これまでの公害被害と比べても多種多様な損害が生じています。被害にあわれた方が一刻も早く損害を回復されるよう、尽力する所存です。

折角なので、趣味について。最近はお茶の水界限でおいしいものを探すのが一番の趣味となっておりますが、何分行き当たりばったりの人生なもので、映画を見たり山に登ったり、誘われるがまま思いついたがまま、色々なことをやっております（夕方に温泉に入りたいなあと思って博多行の夜行バスに乗ったときだけは後悔しました、16 時間もかかるなんて！）。最近の目標としては、パラグライダーとジェットスキーの免許を取りたいなあと思っています。あ、もちろんお酒は大好きです。

最後に、弁護士になってまだ 1 か月ほどですが、弁護士業は前職以上に実に多種多様な方々のお話を伺ったり知らない事を調べたりと新しい出会いや発見が多く、知識不足を恥じつつもとても充実した毎日を送っております。持ち前の積極性を生かして色々なことに参加して、多くの方々の力になりたいと思います。

「ざっくばらんに」ということでしたので、乱筆乱文をご容赦ください。至らぬところも多ありますが、これからよろしく願いいたします。

御嶽山ハイクと温泉

東京法律事務所 小部 正治

「近場の山にハイキングに行きたい、いいところないですか。」と聞かれます。おすすめの山と温泉があります。奥多摩の御嶽山（みたけさん）です。海拔929メートルの低山で、新宿から1時間半、そしてバス・ロープウエーを使えば登り30分ほどで頂上に立ってます。さらに、下山路には、3つの異なる公共的な日帰り温泉に入る3ルートを紹介します。夏は暑くておすすめできませんが、梅や桜の季節、新緑の頃、秋の紅葉、初日の出、残雪の道など、季節ごとに様々な顔を見せてくれます。最近、改めて実踏してきましたので紹介します。

【 交通 】 土日祝は新宿始発のホリデー快速奥多摩行き三本（7:44,8:19,8:47）、東京始発の青梅特快（8:02）が、中央線立川駅から青梅線に直通で便利です。この青梅特快は終点青梅で新宿8時18分発のホリデー快速に乗り換え御嶽駅に9時36分に御嶽駅着（スイカ使用可）。電車で接続して駅前からケーブルカー下までバス10分ほど（270円）、歩いて数分の滝本駅から山頂駅までケーブル7分（570円）。

【 山頂神社まで 】 山頂駅広場から東京のビル群・房総半島・筑波山などを眺めトイレを済ませたら、10時20分頃。参道を歩き始めると、左手遠方に日の出山が見え、右手前方には山頂下の人家が見えてきます。ほぼ平らな道を右手に鳩ノ巣駅に向かう道を分け、ゆるやかな登りをすすみ大木の先に急坂がでてきて一登りすると左右に茶店が数軒並んだ先が御嶽神社の入り口で、口をすすぎ手を洗います。ここから山頂の神社まで階段を歩き、11時前には参拝しビル街・房総半島方面の景色を楽しむことができます。それから来た道を茶店の前まで戻ります。一休みするなら、おそばやコーヒーなど結構いけます。

【 つるつる温泉 】 肌がすべすべアルカリ性美肌の湯、日ノ出町にある「生涯青春の湯」がうたい文句。パノラマ食堂がおすすめ。800円。

行程：山頂から徒歩2時間5分（昭文社「奥多摩」、休憩時間含まず）。山頂駅→徒歩30分→御嶽山神社（山頂）→徒歩45分→日ノ出山山頂→徒歩80分→つるつる温泉。

山頂を11時過ぎに出る。来た道を戻り茶店街を抜けて、突き当たりを右に折れていくと「日ノ出山」に行く標識がある。急な坂を下りていくと水平な道が続き鳥居が見えてくる。30分ほど歩いたので休む。ここで3本の一番左の道を登っていくと15分ほどで右側のトイレの上の日ノ出山の山頂に出る。景色は360度。丹沢の大山・蛭が岳・富士山・雲取山・川苔山など素晴らしい。都心も見える。12時頃で昼食とする。今度は右（南）へ階段をおりて尾根道をぐんぐん下ると大岩がある（休）。そこから左の林道を下り「つるつる温泉」の看板に従ってさらに左の山道を降りていくと山頂から35分ほどで小さな祠がある（休）。降りていくと高圧線がみえてきて舗装された林道に出る。林道を20分ほど歩くとバス通りにでて、左に最後の登りを250メートルいくとパノラマ食堂が見える。14時前には着くでしょう。

帰り： バス：つるつる温泉バス停発15：15発→五日市線五日市駅着（約20分）

電車：五日市駅始発15：39→拝島から東京直通で東京17：04、またはホリデーあきかわ

2号15;55→立川16:30→新宿16:57→東京17:11。その後のホリデー快速は、16:47、17:21。

【 もえぎの湯 】 川沿いの絶景露天風呂がおすすめの「奥多摩温泉」。源泉100%。2階に食堂兼休憩所。750円。

行程：山頂から徒歩2時間20分（昭文社「奥多摩」参照、休憩時間含まず）。山頂駅→徒歩30分→御嶽山神社（山頂）→徒歩70分→大檜峠→徒歩70分→もえぎの湯。

御嶽山山頂11時過ぎに出て、来た道を戻り茶店街を左に折れて下っていくと御嶽集落に、「鳩ノ巣駅」への標識に従い左に折れて降りていくと、山の谷に沿って水平な道が続いていく。35分ほどの内に水が流れる沢も3カ所ほど出てくる（休）。さらに35分、ゆるやかな登り下りに飽きてくる頃に大檜峠（オオナラ）に着く。12時を過ぎているのでベンチで休憩・昼食する。その先三叉路になっているので真ん中の尾根道を「城山・奥多摩」方面にまっすぐ進む。尾根道の途中から左側の谷に向かってなだらかに降りていく。左下に海沢の集落も見えてくる。アスファルト道になると「奥多摩霊園」の休憩所があり、ここまで約45分くらい、自販機・トイレある（休）。ここからは舗装道路を下がっていくと右手に川や養魚場、釣り堀など次々と現れてくる。広い道の歩道を奥多摩駅方面に向かって行くと約20分くらいで学校の斜め向かいに「もえぎの湯」への標識がある。そこを右折して降りて「もえぎ橋」で多摩川を渡ると右手に温泉の駐車場が見えてくる。14時過ぎには着くでしょう。

帰り：もえぎの湯から徒歩で青梅線奥多摩駅着（10分）

電車：奥多摩駅始発ホリデー奥多摩号2号15;26→立川16:30→新宿16:57→東京17:11。その後のホリデー快速は、16:23、16;52。

【 瀬音の湯 】 「秋川溪谷」の瀬音が聞こえる。アルカリ性単純泉。あきる野市の「指定管理者制度」。休憩所・食堂・宿泊（コテージ）・郷土品販売所あり。800円。

行程：山頂から徒歩3時間15分（地図にないので実際の時間、休憩時間含まず）。山頂駅→徒歩30分→御嶽山神社（山頂）→徒歩60分→上養沢分岐→徒歩40分→高圧線鉄塔→徒歩45分→新林道分岐→徒歩50分→瀬音の湯。

山頂を11時過ぎに出て、来た道を戻り茶店街を抜けて、突き当たりを右に折れていくと「日の出山」に行く標識がある。急な坂を下りていくと水平な道が続き鳥居が見えてくる（30分ほど歩いたので休み、ここまではつるつる温泉と同じ）。ここで3本の真ん中の道をいくと水平な巻き道が続き山の南側に出る。右に五日市方面に南下する金比羅尾根が見えてきて、標識に従い降りていくと、昨年森林が伐採されて非常に景色がいい、上養沢バス停への分岐点に出る（約30分歩き12時頃なのでここで昼食）。この金比羅尾根は非常になだらかな道が続く尾根道で、マウンテンバイクで登り降りする人が多い。麻生山入口を通過して現在伐採している景色のいい高圧線鉄塔の小山までさらに40分（休）。西側に大岳山や馬頭刈尾根がよく見える。伐採されて東京方面の眺めもいい。そこから歩くと今度は南側の五日市方面の街が見える場所もあり、さらに進むと右側に伐採のために新しくできた林道を初めて見た。林道への分岐点ができている標識があり「瀬音の湯（2.8キロ）」と書かれていた。ここまで45分（休）。そこから、初めて土の林道を18分降りると従来あった林道星竹線にでた。さらに10分ほど行くと民宿があり、遠方の川の上をめざす「瀬音の湯」の屋根が見えてくる。引く続き舗装された道を降りていき、

上養沢から五日市駅に向かうバス通りを横断し、秋川の小さな橋を渡り最後の登りを終えると温泉に着く。太りすぎて疲れたのか50分かかった。

帰り： バス：瀬音の湯バス停発15：17発→五日市線五日市駅着（約15分）。

歩いて7分の十里木バス停から五日市駅行き、1時間に2～3本。

電車：五日市駅始発15：39→拝島から東京直通で東京17：04、またはホリデーあきかわ2号15：55→立川16：30→新宿16：57→東京17：11。その後のホリデー快速は、16：47、17：21も。



支部総会へ多くの支部団員のご参加を！

自由法曹団東京支部事務局長 横山 聡

安倍内閣が施政方針演説を行いました、やはりその後の質疑でも改憲の方向が強く伺われます。それ以前から警戒していた通りであり、憲法的にとっても危険な状況が生まれることになりそうです。前科持ちの安倍総理ですから。

ということで、やはり今年のたたかいを展開するためにも、支部として情勢の認識を共有し運動への意思統一をし、効果的かつ全面的な取り組みを行うために、支部総会に結集しましょう！また、新人登録が1月からになった現在では、支部総会こそが新人歓迎の場であり、諸先輩との懇親が果たせる場です。大いに語り、飲み、食べて、自由法曹団について、その活動について、今後の展望やはたまたま世界の変革について、なんでもいいから語り合しましょう。

また、今回は、緒方靖夫さん（日本共産党副委員長・国際委員会責任者）をお招きして、尖閣諸島・竹島問題から、北朝鮮の「人工衛星打ち上げ」と日本の対応等、現在の北東アジア情勢の混乱の解明と解決の方向性についてご講演いただく予定です。東京支部で国際問題とお思いの方もいらっしゃるかもしれませんが、現在の国際情勢を利用しての自衛隊強化・集団的自衛権の誘導などを考えると、これに対抗する理論や意見を用意しておくことは極めて大切だと思います。ご期待下さい。

実施要項は以下のとおりです。ぜひご参加ください。

- 1 日時 2月22日午後1時～23日午前12時（予定）
- 2 場所 KKRホテル熱海 熱海市 春日町7-39番地 電話 0557-85-2000
- 3 会費 1万7000円（会議だけの参加は3000円、懇親会までで宿泊されない方は12000円となります。）

おおよそのスケジュール

（1日目）

- | | |
|---------------|------------------|
| 午後1時～1時30分 | 開会、議長選任、来賓挨拶 |
| 午後1時30分～3時30分 | 講演及び質疑応答 |
| 午後3時45分～4時30分 | 議案提案・予算決算提案・人事提案 |
| 午後4時30分～6時 | 討議（憲法・平和、都政問題） |
| 午後7時～9時 | 懇親会 |
| 午後9時30分～ | 2次会 |

（2日目）

- | | |
|-------------|--|
| 午前7時30分～9時 | 朝食 |
| 午前9時～11時30分 | 討議（労働・貧困、刑事関連、地域主権、原発問題、支部建設・後継者問題その他） |

午前 11 時 30 分～12 時 討論のまとめ、選挙結果報告、議案採択、新任・退任挨拶等

う～ん・・・少し厳しい時間設定ですね。でも、来ていただくと元気とやる気が出て、今後の取り組みについても励みが出ること間違いなしです。

多数の皆様のご参加をお待ちしています。

以上

1 月幹事会報告

参加者 12 名

○ 情勢

1 団本部幹事会、憲法討論集会の状況について。

幹事会では最初に事務所建設、若手の状況について議論した。地方では青法協も団も弁護士会も一緒くたなので、外への取組ができていないところもある。経営状況が苦しいのも地方も都心部も同じ。若手に経済的負担をかけるべきではないという議論があった。東京は顔が見えない部分もあるが、都知事選挙など都の問題には支部で結集できた。給費制の違憲訴訟については、行政法の学者の意見なども踏まえて、十分な準備が必要という意見もあった。若手 50 人くらいが実働だが、人々の支持を得るにはどうしたらよいかを考える必要がある。

憲法討論集会は秘密保全法、国家安全保障基本法などが問題になった。参院選まではおとなしくしているだろうという見方が多いが、安倍・麻生のコンビでは何をするか判らないという側面もある。経済は安倍内閣が成立したとたん好転している側面があり、これを維持すれば 7 月の参院選で自公が勝つこともありうる。維新が加担するといっそう改憲への動きが進む。選挙制度については、財界などからも中選挙区待望論出ている。1 月 30 日に 11 団体で学習会と議員要請をやる。団としては 2 月 8 日 1 時から院内集会を持つ。愛敬先生、渡部治先生の話で 9 条の会を活性化させることが重要であり、そのために学習会を数多くするべきという話があった。

(討論) 安倍のインフレターゲットで株高、円安。参院選まで持つ可能性がある。今回の主流は新ケインズ派の政策で、経済学会では既に主流になっている。個人の最終消費にまわってこないという批判について、新ケインズ派は、金を貯めることが損だという状況、つまりインフレにすることが内部留保を無理矢理吐き出させる手段として有効だという考え方をする。

投資がまともなモノに向かい、投機にならないことが大事では？ 国外投資になってしまうものもあるかもしれない点で必ずしも好景気には結びつかないのではないか。

なぜ自民が参院選に勝とうとしているのかその狙いを暴露せねばならない。安倍の政策に対する批判は、過去に失敗したじゃないかという批判も効果的。まともな投資先がない状況で投資が生産活動に結びつかない。円安も燃料など輸入には響く。大衆は負担が増えるだけという宣伝を効果的にするべき。2%目標は達成困難だし、暴走して止められなくなる可能性もある。インフレが本格化したらおそろしいことになる。

無策が続いた中で安倍が初めて手をつけたという評価がされる可能性もある。

都知事選の関係で石原の悪行を十分宣伝しきれなかった。参院選までに安部批判の学習会など

効果的にやる必要がある。

事務所の 9 条の会で今まで以外の人にも広げる。知名度のある人を呼んで裾野を広げる学習会を 3 月か 4 月に行う。

事務所、地域の 9 条の会の活動を再開しようと呼びかけて、経験を交流する企画を持つべきだと思う。マスコミのせいもあって軍隊を容認する市民も多いから、今の目の前の状況と憲法を結びつけて訴えることが大事である。

東京 9 条の会の議論で最も大きな課題は、対話交流の拡大。投票率が低く、4380 万人が選挙権を行使しなかった。その理由は、政治不信、投票しても変わらないということもあるが、意見交換が欠如しているということがある。どこかに所属していない人たちは意見交換の機会がなく、関係がないというあきらめの境地になってしまう。このままだと参院選でも情勢は変わらない。9 条の改憲は賛否が拮抗している。マスコミの世論操作は必至。改憲のおそれが高まっている。対話交流が重要だが、誰が、どんな内容でやるのかという問題になる。9 条の会だけでなく諸団体も活動を広げていかないと追いつかない。対話集会も予定している。対話を軸に署名、チラシなどを作成する予定である。それを半年でやらなければならない。

諸団体の横の連絡を早急にやる必要がある。公示前に各政党、各候補者にぶつけていく。9 条の官邸前行動を考えている。今は 9 条はやっていない。9 条の会だけでなく共同センターとかと一緒にやる必要がある。

統一した行動では、安保破棄実行委員会がそれだったが、それが硬直して分散してきたのがここ 10 年くらいの経過である。やりやすくなった面もあるが、バラバラにやる情勢ではないし、安保破棄実行委員会という話でもないので、どこが主体となってやるか考える必要がある。

9 条の会でできない行動として、韓国中国の民主勢力に呼びかけられないことがある。法律家団体の特性を活かした対外的な活動として、韓国中国からの安倍に対する批判のメッセージをもらう必要がある。国法協単独でなく、共同でやるのもいい。外国から 9 条改憲を批判するのは難しいかも知れないが、安倍批判は一致できる。何を訴えるかを考える必要がある。

7 月の参院選までが勝負ということで、支部総会の前の段階で勉強会・交流会をして、意見交換をする会合を持つべきである。2 月 8 日 5 時 30 分から団本部で憲法勉強会をやる。国家安全保障基本法案と自民党憲法草案の学習会を行うこととする。

自民改憲案を批判する若手弁護士の会が立ち上がった。2~4 年目の弁護士 20 名が事務局となって、一般市民に改憲案問題を周知するための活動をしている。まだ中身は固まっていないが、今後報告させていただく。パンフレットの作成、HP 作成、声明を上げる、といった活動を目標にしている。保守層も巻き込みたいと思っている。ご参加と経済的支援をお願いしたい。代表は 62 期の神保さん（札幌）と黒澤いつきさん、早田が事務局長で連絡先である。

また、2 月 13 日に秘密保全法のシンポが 1 弁主催で弁護士会で行われる。

○オリンピック

カウンターレポートを作成する。IOC の調査委員会が 3 月に来るのに向けて、集会に誰を呼ぶかなどを検討している。3 月 4 日午後 6 時から集会を開催する。2 月 17 日に施設の観察ツアーなども行う。

東京オリンピックは、開発のための口実で、オリンピズムの精神を実践するものではない。経

済効果は基本的に首都圏だけで、東日本大震災からの復興には関係がない。

理念を見せられないのが大きな弱点。イスタンブールはシリアの隣で危ないとこっそりネガティブキャンペーンをやっている。実際はトルコの西半分は非常に安全。

防災も安全を強調しているが、これも道路など開発の口実になっている。猪瀬の予算案を見ると、開発費用は増えて福祉は削られて石原都政とまったく変わっていない。まずオリンピックを止めたい。石原はオリンピックの話が出るまでスポーツ予算を減らしてきており、これも招致の資格を疑わせる。

○教育問題

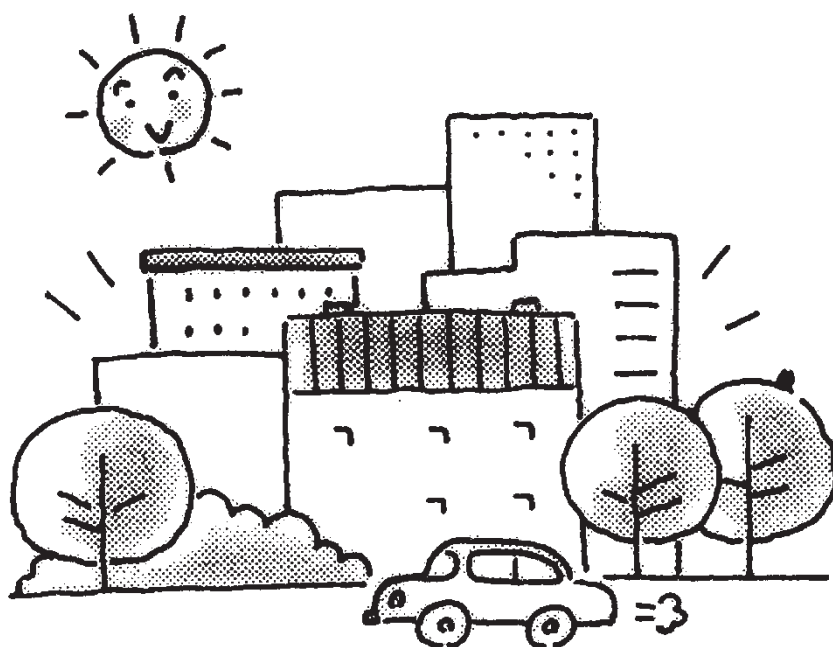
東京都の教育委員会の採択妨害に対する集会開いた。団東京支部も要請を検討してほしい。要請文は次回事務局会議までに調整する。

○日本母親大会 次回からは極力参加するようにする。

日誌

2013年1月8日～2月6日

- 1月 8日 団原発問題委員会
- 9日 共同センター街宣
- 10日 都民連世話人会
- 11日 「異議あり！2020オリンピック東京招致」実行委員会／団構造改革PT
／団給費生問題委員会
- 15日 団原発問題委員会
- 16日 団治安問題委員会／団広報問題委員会
- 17日 共同センター幹事会／団教育問題委員会／団改憲阻止対策本部
- 18日 団市民問題委員会
- 19日 団常任幹事会（名古屋）
- 20日 憲法討論集会
- 22日 団国際問題委員会
- 23日 団支部幹事会
- 24日 団比例定数削減対策本部／STOP 秘密保全法／憲法全国センター交流集会
- 26日 東京革新懇第21回総会
- 29日 団司法問題委員会
- 30日 11団体選挙制度改革院内集会・議員要請
- 31日 支部事務局会議
- 2月4日 憲法会議幹事会



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- **国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表 (月払)>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表 (月払)>

団体割引25%、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年					
満年齢	支払対象外期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111